

# 令和元年第8回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月7日(水) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 11(名)

出席	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
欠席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
欠席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
欠席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
欠席	委員	12番	吉田 俊明

## 4. 事務局

事務局 鍛冶 孝広  
江本 昭二郎  
柴田 歩美  
産業課 小林 大輝

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第5 議案第4号 令和元年度農地利用集積計画書（案）について
- 第6 議案第5号 築上町農業振興地整備計画の一部変更について
- 第7 報告事項
- 第8 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和元年第8回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） おはようございます。ただいまの出席委員数は、11名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第8回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、9番：奥本委員さん、13番：吉留委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。  
議案第1号の1、申請人：[ ]さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、真如寺公民館から南に470m程行った所にある農地です。今回、所有者の[ ]在住の[ ]さんが[ ]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして、議案第1号の2、申請人：■■■■さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） 小原小学校から東に75m程行った所と南に470mの範囲に点在している農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の2について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

### 日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第2号の1、申請人：■■■■さんの件について、椎野委員さんから説明をお願いします。

4 番（椎野委員） この案件につきましては、上香楽集会所から南に290m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんが申請地に太陽光発電設備を設置するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第2号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第2号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第2号の2、申請人：■■■■さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8 番（椎葉委員） この案件につきましては、築上町役場築城支所の東に隣接する農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんが申請地に共同住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第2号の2について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号の2、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第3号の1、申請人：[ ]さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてははいけません、議事進行上、そのまま私が進行してよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） それでは、説明に入ります。この案件につきましては、山びこ保育園より北に123m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[ ]さんに[ ]在住の[ ]さんが土地を売買し、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号の1について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第3号の2、申請人：[ ]さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、築上町清掃センターより東に132m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■■さんに■■■■■在住の■■■■■さんが土地を売買し、太陽光発電設備を設置するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号の2について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第3号の3、申請人：■■■■■さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、町立築城保育園より東に68m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■■さんに■■■■■在住の■■■■■さんが土地を売買し、家庭菜園にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号の3について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第3号の4、申請人：■■■■さんの件について、西田委員さんから説明をお願いします。

6番（西田委員） この案件につきましては、ルミエール椎田店より北東に110m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、集落接続により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の■■■■さんと■■■■■在住の■■■■■さんが土地を使用貸借し、一般住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの4番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号の4について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号の4、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第3号の5、申請人：■■■■さんと■■■■■さんの件についても、私が確認しておりますので、このままご説明します。

議長（蛭崎会長） この案件につきましては、宮部病院より東に100m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■■さんと■■■■■さんに■■■■■在住の■■■■■さんと■■■■■さんが土地を売買し、進入路を新設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの5番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」



議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号の5について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号の5、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第3号の6、申請人：■■■■さんの件についても、私が確認しておりますので、このままご説明します。

議長（蛭崎会長） この案件につきましては、宮部病院より南東に120m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、都市的整備がされた区域内の農地で、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんに■■■■在住の■■■■さんが土地を売買し、進入路の拡張をするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの6番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号の6について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号の6、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。  
続きまして、議案第3号の7、申請人：■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、町立築城小学校より北西に430m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、集落接続により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の■■■■さんに■■■■在住の■■■■さんが土地を売買し、一般住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思っておりますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの7番申請についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第3号の7について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号の7、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第5、議案第4号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第4号「令和元年度農地利用集積計画書（案）について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第5号について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

#### 日程第6、議案第5号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第5号「築上町農業振興地整備計画の一部変更について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第5号について、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

#### 日程第7、報告事項

議長（蛭崎会長） 事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件  
耕作者・管理者名義変更届 3件  
農地法施行規則第29条第1項届 0件  
農地改良行為届 0件

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
以上をもちまして、令和元年第8回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて  
終了しました。これにて閉会といたします。

令和 元年 8月 7日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

9番委員（奥本 速雄 委員）：

奥本速雄 

署名委員

13番委員（吉留 福生 委員）：

吉留福生 